

件名

銀行法第十四条の一の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行に伴い、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）の一部を次のように改正し、令和五年六月一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第十条　【略】</p> <p>2　【略】</p> <p>3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては 、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三　資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律 第五十九号）第二条第二十一項に規定する資金清算機関その他 これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポートージャー のうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ず 生ずるもの</p>	<p>(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第十条　【同上】</p> <p>2　【同上】</p> <p>3　〔一・二 同上〕</p> <p>三　資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律 第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これ に類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポートージャーの うち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ず るものの</p>
<p>備考　表中の「」の記載は注記である。</p>	